

佐市契監第342号
令和6年1月15日

佐賀市競争入札参加資格者様

契約監理課長 山口 和海

令和5年度災害復旧工事に伴う現場代理人等の取扱いの特例措置について（通知）

令和5年7月の大雨等により発生した公共土木施設等の被害の早期復旧に向け、災害復旧工事の早期受注を図るため、佐賀市が発注する公共工事について下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知します。

記

1 対象工事

令和5年度に発生した災害に係る災害復旧工事。（以下、「令和5年度災害復旧工事」という。）

※ 令和6年1月15日以降に通知・公告する対象工事には、公告等の工事名の末尾に「(R5災)」と明記します。

2 現場代理人の兼任要件に関する特例措置

(1) 兼任を認める件数

(現行)

工事3件（請負額合計8千万円未満）に加え、災害復旧工事1件（金額不問）を兼任可能。

(特例措置)

令和5年度災害復旧工事を含む場合、工事3件（請負額合計8千万円未満）に加え、災害復旧工事2件（金額不問）を兼任可能。

ただし、受注者から兼任の追加について希望があれば、地域における災害規模や受注状況を考慮し、災害復旧工事3件までの兼任について協議することとする。

(2) 兼任工事間の距離要件

兼任しようとする工事がすべて佐賀市内にあること。

3 専任の主任技術者の兼任要件に関する特例措置

(1) 兼任を認める件数

(現行)

一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事2件を兼任可能。

(特例措置)

令和5年度災害復旧工事を含む場合、工事3件を兼任可能とする。

この場合、工事間の一体性若しくは連続性又は相互に調整を要するかどうかは問わない。

(2) 兼任工事間の距離要件

工事現場がすべて佐賀市内であること。

4 監理技術者の兼任要件に関する特例措置

(1) 兼任を認める件数

(現行)

兼任を認めない。

(特例措置)

令和5年度災害復旧工事を含む場合、工事2件を兼任可能とする。

ただし、すべての現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要件とする。この場合、工事間の一体性若しくは連続性又は相互に調整を要するかどうかは問わない。

(2) 兼任工事間の距離要件

(現行)

兼任を認めない。

(特例措置)

令和5年度災害復旧工事を含む場合、兼任しようとする工事がすべて佐賀市内にあること。

5 注意事項

入札参加の際、配置予定技術者については、兼任要件を詳細にご確認の上、入札参加をしてください。要件について疑義がある場合は事前に契約監理課までお問合せください。

佐賀市 総務部 契約監理課

技術監理係：0952-40-7042

契約係：0952-40-7152

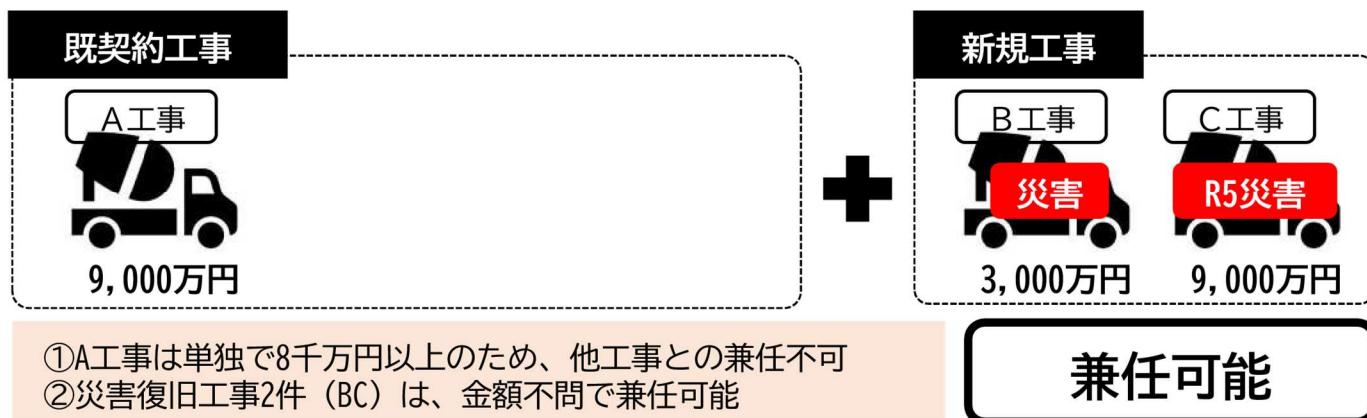
現場代理人の兼任 例

<ケース1>



受注者から兼任の追加希望があれば、さらに1件の追加が可能

<ケース2>



<ケース3>

